

---

◎議案第12号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第12号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 議案の第12号でございます。議12-1ページをお開きください。

白老町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により白老町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり策定するものとする。

平成26年9月5日提出。白老町長。

議12-2ページでございます。議案説明です。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行され、本町が新たに同法に基づく過疎地域として公示されたことから過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお本計画は同法第6条第4項の規定に基づき北海道とあらかじめ協議を行っております。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。質疑ございませんか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 1点だけ伺います。内容的なことはある程度総合計画に網羅されていてという説明もありました。5日の議案説明の中で本計画について説明がありました。この説明が云々ではなくてその最後にトータルとして、議案説明会には町長、副町長が出ませんから聞くのですが、担当者から計画に載せた事業は実現や実施を補償されるものではないと説明があったのです。当日副町長、町長はいませんでした。そしてきょう今正式にこの議案は町長が提案されているのです。町長も担当者とこの計画に対してはそのような思いでこの計画書を提案したのかどうか。その辺だけを確認しておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 説明会の際私が申し上げましたがそれは計画としてつくられたもので、計画の内容がそのまま全部が実施ということではないという意味の説明でございまして、当然町といたしましては過疎地域から自立していくという意味で計画をつくっておりますのでそれを進めていくという姿勢は変わらないものです。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今のご質問の中で担当課長が答弁しましたけれども、事前に私どもも内部の協議の中で計画に出した事業が全て全部やるのだという位置づけではないと。ただ計画に載せていなければ例えば事業をするといったときでもそれを認められないというようなことがあるものですから考えられる事業はやはり掲載していくと。ただ事業を絶対的にやるのだという計画書に掲載したという位置づけではないということを事前に担当からも聞いていますし、私どももその認識の中でこの計画書をつくったというふう

押さえております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） せっかく膨大な資料、計画をつくっていて我々にちゃんと説明があったのに、言葉足らず説明足らずだったのかもわかりませんが町民にもこれだけ期待されている過疎法を受けて財政的にも、またまちづくりにもいい方向にあるのだといっているながら担当者のほうとしてはそういういい方したものですから。そのときに理事者は出ていませんのでどういう思いで計画をつくったのかということを確認します。これは法定計画という部分で理解していいですか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） これは先ほどの説明にもございましたけれどもいわゆる過疎法に基づく法定計画でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 白老町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。